児童扶養手当の申請はお済みですか
―父子家庭も支給対象になりました―

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。（児童1人で全部支給の場合、月額41、720円が支給されます）

大事なお知らせ

○平成22年8月1日から父子家庭の父親も児童扶養手当の支給対象となりました。

○児童扶養手当を受給するためには市町村への申請（認定請求）が必要です。

○平成22年11月30日までに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります）

◆平成22年11月30日までに申請していただくと、次の取扱いとなります。

・平成22年7月31日までに支給要件に該当している人
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

◆12月1日以降支給要件に該当した人は、「申請の翌月分」からの支給となります。

問合せ先　役場税務住民課　矢部　☎ 75 ― 4118

インフルエンザ予防接種費用及び助成について

先月号に記載したとおり、10月1日より新型インフルエンザ予防接種事業が開始されました。助成の対象者・接種費用も昨年度と異なっています。次の表を確認してください。

対象者	助成額	自己負担額	備考
①満65歳以上の人 ②満60歳以上65歳未満で一定の障がいを有する人	2,100円	1,500円 （2回目 2,550円）	対象者には個別通知1）をしていますので、通知文をよく確認してください。
③生活保護世帯の人又は市町村民税非課税世帯の人	3,600円 （2回目 2,550円）	0円	対象者は、福祉課まで助成券の発行申請2）にお越しください。
④上記の項目に該当しない人	0円	3,600円 （2回目 2,550円）	

※2回目の接種に関しては1回目の接種と異なる医療機関で接種した場合は3、600円です。

※13歳以下のお子さまの接種に関しては、2回の接種が基本となっています。

また、基礎疾患を有する人・免疫がつきにくい人など医師の判断で2回の接種が必要となる場合があります。

※1）**個別通知は10月下旬頃を予定しておりますので、11月1日以降に受けてください。**平成23年1月1日～平成23年3月31日に満65歳を迎えられる人は誕生月の前の月に個別通知させていただきます。**必ず満65歳になられてから受けてください。**

※2）**助成券の発行申請に必要な物**

・本人確認できるもの（例 健康保険証・運転免許証等）
・印鑑

●助成券の交付は、本人又は保護者、同一世帯人に限ります。

●助成券の発行期限は、現在のところ平成23年3月31日です。

《共通事項》

○接種場所：鳥取県東部の医療機関

○予防接種を希望の際は**必ず医療機関に予約してください。**

○予防接種当日、発熱などにより**接種できなかった場合は、接種費用とは別に費用がかかることがありますので、ご注意ください。**

問合せ先　保健センター福祉課　桒原　☎ 75 ― 4101

乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守りましょう！
～11月はSIDS対策強化月間です～

乳幼児突然死症候群とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気です。生後2か月～6か月に多く、まれに1歳以上でも発症します。原因はまだ分かりませんが、次の3つを守ることで発症の可能性を小さくできます。

①うつぶせ寝を避ける

赤ちゃんをできるだけ一人にしないことも大切です。

②たばこはやめる

妊婦の人や母親だけでなく、赤ちゃんの身近にいる人もたばこをやめましょう。

③できるだけ母乳で育てる

人工乳がSIDSを引き起こすわけではありませんが、母乳が出る場合はできるだけ母乳で育てましょう。母乳がでない、母親が病気や服薬中などの理由で、母乳で育てられない場合もあります。

問合せ先　保健センター福祉課　保健師　☎ 75 ― 4101

人権の窓

男女が共に協力し合い、より良き成長のために・・・
智頭町では男女共同参画を推進しています！！！

男の料理教室を開催します！
町内のカレー好き男性募集！

智頭町では、男女共同参画事業の一環として、11月13日（土）午前10時より、智頭町総合センター生活改善室で「男の料理教室」を開催します。

この事業は、料理経験の少ない男性を対象に、昨年度から行っています。

昨年度は、林新館の林昭彦さんを講師にお招きし、最初に包丁研ぎ体験をして、次に鯖の味噌煮込みとすまし汁を調理しました。

鳥取県は人口割りでカレーのルー消費量が全国第1位です。そのことにちなんで今年度は、鳥取市在住の料理研究家、井上美智子さんを講師にお招きし、鳥取カレーを作りたいと思います。

対象は、智頭町在住の男性で、募集定員は20名程度で先着順とします。

なお、参加費として1人1、000円を当日ご持参ください。

参加希望の方は、智頭町役場総務課人権同和政策室までお申し込みください。

皆さんでおいしいカレー作りをマスターし、楽しく会食しましょう。

あなたの作ったおいしいカレーを家族や知人に振る舞ってみませんか？

昨年度第1回男の料理教室の様子

人権同和教育指導者・推進者養成のため、「智頭町人権・部落解放講座」を開催しています

智頭町では、人権同和教育の指導者・推進者の育成を目的として毎年3回の連続講座を開催しています。今年は9月22日（水）に第1回目を開催しました。

講師に部落解放同盟大阪府連合会樫井支部人権教宣部長の北谷隆二さんをお招きし、「差別をなくす主人公はあなた」～人とひとがつながり合うために～と題し、約1時間30分の講演をしていただきました。

講師は、現在大阪府泉佐野市の職員で、過去に税の担当課に配置されていた経験から、固定資産税の減免制度等について同和地区の当時の実態等をおり交ぜながら詳しく話されました。

これは、同和対策事業のひとつであったが、一般対策がもっと充実していれば、同和対策事業は必要なかったことなど力強く話されました。

人権問題については、漢字から学ぶ人権や、ちょっとした言葉の違いで相手に伝わるイメージが変わることなど、意識しないと見落としがちな点などについて話され、講師の優しい口調と充実した内容のお話に参加者は引き込まれるように聴きいっていました。

講演をしている北谷隆二さん

第3回目は、11月2日（火）午後7時から総合センターを会場に開催します。

講師に、（財）反差別・人権研究所みえ研究員の松村元樹さんをお招きし、近年増加しているインターネット上の差別書き込みや、ネットを悪用したいじめ問題等について実際起こった事件を例に講演していただきます。受講者の方は引き続きご参加をお願いします。

■鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」東部相談室

夫婦関係や家族のこと、職場や地域での人間関係など、不安や悩みを専任の相談員がお聴きし、一緒に考える相談室です。心に引っかかっていることを、まずは話してみませんか？秘密は守ります。

電話相談、面接相談（要予約）いずれも無料。

（平日午前9時～正午・午後1時～5時。ただし、第3木曜日は午前11時30分まで／県庁第2庁舎1階よりん彩東部相談室／問い合わせ先よりん彩東部相談室（TEL 26 ― 7887））

問合せ先　役場総務課　人権同和政策室　大谷・岸本　☎ 75 ― 4115